

# 奈良県知的財産戦略推進事業 公募型企画提案説明書

奈良県産業振興総合センター

## 1 業務名

奈良県知的財産戦略推進事業委託業務

## 2 業務目的

中小企業の経営戦略において、また経済のグローバル化に対応していくうえで、中小企業自らが保有する技術、知的財産等を適切に管理・活用する知財マネジメントがきわめて重要であるが、資金、ノウハウ、人材の不足などにより、必ずしも適切かつ十分に行われていない状況にある。

このような状況をふまえ、知的財産の創造・保護・活用の促進、知的財産の管理・活用に携わる主体となるべき人材の育成と企業意識の啓発及び県内企業における知的財産活用状況の実態把握を図る。

## 3 業務の内容

別添「業務仕様書」のとおり

## 4 契約期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

## 5 委託契約の方法等

### (1) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）

### (2) 契約の相手方

企画提案を公募し、その内容を審査して最良の提案をした者を特定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型企画提案）による。

## 6 委託上限額

金2,750,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 7 公募型企画提案への参加資格

次のすべての要件を満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

(3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で営業種目Q5広告・イベント業務又はQ7諸サービスに登録している者であること。

## 8 手続き等

### (1) 参加申込書の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限 令和6年5月30日（木） 午後5時（必着）

提出先 下記13の問い合わせ先に記載とおり

提出方法 持参又は郵送（配達を証明できる方法によること。提出期限必着。）  
※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

提出物 ①参加申込書（様式1） 一部  
②奈良県が発行する  
入札参加資格審査結果通知書（写し） 一部  
③組織概要 一部  
④決算書（直近二期分） 六部  
※④については、提案者を明示しないこと。

### (2) 企画提案にかかる質問及び回答

受付期間 令和6年5月31日（金）～6月3日（月）

質問方法 質問票（様式3）により、FAXによること。

質問先 下記13の問い合わせ先に記載のとおり

回答方法 参加申込みのあったすべての者に対してFAXにより随時回答する。

### (3) 企画提案書の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限 令和6年6月7日（金） 午後5時（必着）

提出先 下記13の問い合わせ先に記載のとおり

提出方法 持参又は郵送（配達を証明できる方法によること。提出期限必着。）  
※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

提出物 ①企画提案書（様式2） 正本一部  
②企画提案書（内容） 正本一部、副本五部  
③価格見積書 正本一部 副本五部  
※副本については、提案者を明示しないこと。

### (4) 委託事業者選定委員会

開催日 令和6年6月14日（金）（予定）

### (5) 契約の締結 選定委員会開催後～令和6年6月末頃（予定）

## 9 審査の方法

(1) 参加資格を有する事業者から提出された企画提案を、奈良県知的財産戦略推進事業委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が下記（3）に記載の評価基準に基づき審査し、最も優秀な提案を行った事業者を特定し、契約の相手方の候補（以下「被特定者」という。）とする。

(2) 提案者は、選定委員会において、提案の内容についてプレゼンテーションを実施する

(3) 選定委員会の審査は、以下の評価基準により行う（配点表は別表のとおり）。

- (ア) 業務遂行能力・同種又は類似の業務の実績・スケジュールの妥当性
- (イ) 提案内容の的確性（事業効果を高めるための工夫）
- (ウ) 見積額の妥当性

(4) 提案者が五者以上となった場合は、提出があった提案書をもとに第一次審査を実

施し、選定委員会へ諮る案件を絞り込むことがある。

(5) いずれの場合においても、必要に応じて、提案者に対してヒアリングを行うことがある。

## 10 企画提案書の作成について

企画提案書は、業務仕様書も参考に、次の項目に沿って記載のこと。

### (ア) 業務遂行能力

- ・提案者の業務遂行能力
- ・過去の同種の業務受託実績とその事業の概要
- ・詳細な事業スケジュール

### (イ) 企画立案

- ・事業効果を高めるための工夫

### (ウ) 見積価格

- ・税込み額で表示のこと。
- ・各項目毎に経費の内訳がわかるように記載した見積書を提出のこと。

## 11 その他留意事項

### (1) 採否結果の通知

採否については、提案者あて文書により通知する。下記13 問い合わせ先に記載のホームページにて令和7年3月14日（金）まで審査結果を掲載する。なお、審査結果に対する一切の異議申し立ては認めない。

### (2) 参加申込書又は企画提案書が無効となる場合

- (ア) 提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- (イ) 記載すべき事項の全部又は一部について記載がないもの
- (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (エ) 添付すべき書類の添付がない場合
- (オ) 虚偽の内容が記載されているもの
- (カ) 正当な理由なく選定委員会でのプレゼンテーションを実施しない場合
- (キ) ヒアリングを行う場合、県からの要請に応じない場合

### (3) 提案者の失格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- (ア) 提出書類の提出期限を過ぎたとき。
- (イ) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (ウ) 本企画提案に対して、二以上の提案をしたとき。
- (エ) 本企画提案に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (オ) 本件企画提案に対して、二以上の代理人をしたとき。
- (カ) 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積りをしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (キ) 見積書の金額が委託上限額を超えているもの。
- (ク) その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

### (4) 提案後の失格

提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が失格事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失う。また該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。

### (5) 提案の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに下記13まで連絡するとともに、辞退届(様式4)により届け出ること。

(6) 再委託の禁止

特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ奈良県の承認を受けた場合はこの限りではない。

(7) その他

- (ア) 本件公募型企画提案への参加にかかり生ずる費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出のあった参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (ウ) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の提出、追加訂正、差し替えは一切認めない。
- (エ) 提出のあった企画提案書は、本件公募型企画提案の審査のためにのみ使用するものとし、他の目的では使用しない。
- (オ) 委託業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本とし、奈良県と被特定者が協議して決定する。
- (カ) 被特定者と奈良県契約規則等に基づき、前記(オ)の協議を経て、提案のあった見積価格の範囲内で委託契約を締結する。
- (キ) 委託費の概算払いは、奈良県会計規則等の関係規定に基づき行う。

## 1.2 契約の不締結及び解除

10の候補者特定後、契約締結までの間に、被特定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

契約締結後、被特定者が次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがある。また契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

- (1) 被特定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）及び支配人並びに支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 被特定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 被特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、被特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) この契約を履行するに当たり、暴力団または暴力団から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。

13 問い合わせ先  
〒630-8031 奈良市柏木町 129-1  
奈良県産業振興総合センター  
オープンイノベーション推進室 あて  
電話番号 0742-33-0817 FAX 番号 0742-34-6705  
<https://www.pref.nara.jp/1751.htm>

以上

## 奈良県知的財産戦略推進事業 公募型企画提案 被特定者選定評価基準

企画提案書に記載の項目		評価基準となる項目	採点基準	審査(A)					係数(B)	配点(A×B)
(ア)業務遂行能力	提案者の業務遂行能力	業務を実行する上での実施体制	・業務を遂行できる体制ができているか。	1	2	3	4	5	2	10
		業務遂行能力	・知的財産に関する十分な専門性を持っているか。	1	2	3	4	5	2	10
	過去の同種の業務委託実績とその事業の概要	同種又は類似の業務の実績	・過去類似の業務を行った経験があるか。	※2に基づき事務局が記入					2	10
	詳細な事業スケジュール	スケジュールの妥当性	・各事業内容のスケジュールは妥当か。	1	2	3	4	5	2	10
(イ)企画立案内容	事業効果を高めるための工夫がなされているか	知的財産に関する意識啓発への工夫	・小・中学生を対象としたイベントについては、出来るだけ多くの作品応募を促すような内容になっているか。	1	2	3	4	5	2	10
			・小・中学生を対象としたイベントの展示会は、出来るだけ多くの来客を促すような内容になっているか。	1	2	3	4	5	2	10
			・セミナー等については、業界の現状・ニーズに沿った、多くの参加を促す内容になっているか。	1	2	3	4	5	2	10
			・セミナー等については、知的財産の事業・経営戦略への活用を効果的に促すことのできる内容になっているか。	1	2	3	4	5	2	10
	県内企業における知的財産に関する実態調査への工夫		・県の産業施策に有効な情報が得られるような内容になっているか。	1	2	3	4	5	2	10
(ウ)見積価格	見積価格	見積額の妥当性	・見積金額は適正か。	※3に基づき事務局が記入					1	10

※1 審査は5段階評価において行い、5段階評価に係数を掛けたものを点数とします。

5：良い 4：やや良い 3：普通 2：やや悪い 1：悪い

計 100

※2 過去の業務委託実績に関しては類似業務の実績回数で評価します。

5：2回以上 4：1回 3：0回

※3 見積価格の配点項目に関しては、予定価格に対する割合で評価します。

10点：(見積金額≤92%) 9点：(92%&lt;見積金額≤94%) 8点：(94%&lt;見積金額≤96%) 7点：(96%&lt;見積金額≤98%) 6点：(98%&lt;見積金額≤100%)

※4 1. 選定委員会の各委員から提出のあった採点結果を集計の上、得点の算出を行います。

2. 各委員による合計点が評価点数の合計の平均点が6割以上(60点以上)の者のうち、最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定します。

3. 合計点が同点の場合は以下のとおりとします。

ア) 各委員の各評価項目で1位が多い業者を優先します。

イ) アが同数の場合は、委員長が高い評価をした業者を優先します。

4. 提案者が1者の場合は、各審査員による合計点が満点の6割以上で、かつ審査員の合議による認められた者を契約候補者として選定します。

5. (7)類似業務の実績および(8)見積金額の項目は、事務局で記入します。

令和 年 月 日

## 参 加 申 込 書

奈良県知事 山下 真 殿

住 所

事業者名

代表者氏名

印

奈良県知的財産戦略推進事業 公募型企画提案説明書に基づき、参加申込書及び添付書類を提出します。

なお、説明書 7 の参加資格をすべて満たしていることを誓約します。

(担当者連絡先)

所 属 :

役 職 名 :

氏 名 :

電話番号 :

F A X番号 :

メールアドレス :

令和 年 月 日

## 企画提案書

奈良県知事 山下 真 殿

住 所

事業者名

代表者氏名

印

奈良県知的財産戦略推進事業 公募型企画提案説明書に基づき、企画提案書及び添付書類を提出します。

(担当者連絡先)

所 属 :

役職名 :

氏 名 :

電話番号 :

FAX番号 :

メールアドレス :

(様式 3)

FAX 0742-34-6705

奈良県産業振興総合センター  
オープンイノベーション推進室 あて

令和 年 月 日

質 問 票  
( 件名 : 奈良県知的財産戦略推進事業 )

事業者名

担当者氏名

メールアドレス

※ 箇条書きで簡潔に記載してください。

(様式4)

令和 年 月 日

辞 退 届

奈良県知事 山下 真 殿

住所

事業者名

代表者氏名

印

奈良県知的財産戦略推進事業 公募型企画提案説明書に基づき、下記の理由により辞退届を提出します。

記

辞退理由 :

(担当者連絡先)

所 属 : \_\_\_\_\_

役 職 名 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

電話番号 : \_\_\_\_\_

FAX番号 : \_\_\_\_\_

メールアドレス : \_\_\_\_\_